

パターン1 青色事業専従者、事業専従者（白色）



不足額給付2の給付対象

世帯主 A さん（青色申告事業者）

妻 B さん（A さんの青色事業専従者）

住民税所得割課税

専従者給与所得 40 万円

- ・ 低所得世帯給付の対象外（A さんが住民税所得割課税）
- ・ 妻 B さんは扶養親族の対象外（A さんの事業専従者）
- ・ 妻 B さん本人が定額減税の対象外（所得税・住民税所得割が 0 円）